

鳥取県告示第293号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年4月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字西宇塚字北谷口756の31、756の32、字北谷南谷757の156、757の157、757の159から757の162まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため